

令和6年3月26日

千葉市物品入札参加資格者名簿登載者各位

千葉市財政局資産経営部契約課長

契約課が行う物品調達等における制限付一般競争入札の本格導入について（お知らせ）

契約課が行う物品調達等（物品・印刷）の入札において、制限付一般競争入札を令和2年11月1日より試行的に導入していましたが、本格導入に移行しますのでお知らせします。
なお、対象案件や実施方法に大きな変更点はありません。

記

1 対象案件

予定価格が160万円（物品購入）又は250万円（物品又は印刷物の製造）を超えるもののうち、制限付一般競争入札によることが適当であるもの。

2 対象案件の公告日 毎週月曜日（月曜日が閉庁日の場合はその次の開庁日）

3 対象案件の公表方法

千葉市掲示場での公告、市ホームページへの掲載、掲示板での掲出を行います。

《市ホームページ》

○発注概要（公告）

しごと・産業→〔市が発注する仕事〕入札情報等→千葉市の公示文書（一般競争入札等）

<https://www.city.chiba.jp/somu/somu/somu/kojibunsho/chotatsu-kojiindex.html>

○発注情報・仕様書

しごと・産業→〔市が発注する仕事〕入札情報等→〔発注情報一覧〕物品

<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu-joho/anken/buppin/index.html>

4 適用開始日

令和6年4月1日

5 その他

- （1）執行方法等の詳細につきましては別紙をご覧ください。
- （2）制限付一般競争入札は、原則、ちば電子調達システムを利用した電子入札での執行となります。電子入札に参加するためには、電子入札ICカード（電子証明書）の利用登録が必要となります。

（問い合わせ先）千葉市財政局資産経営部

契約課 契約第二班

TEL:043-245-5089・5090